

行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等

京都市行政手続条例第6条、第7条の規定に基づき、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産のその本来の用途又は目的を妨げない限度における使用許可について、次のとおり基準を定める。

1 審査基準

(1) 使用を許可する基準は京都市公有財産規則（以下「規則」という。）第18条に定めるとおりとする。

(2) 規則第18条第1号にいう「公共団体」とは、法令の規定に基づき一定の行政を行うことを目的として設立し、目的達成に必要な範囲で公権力の行使が認められる団体をいう。具体的には、土地改良区、土地区画整理組合、住宅供給公社、土地開発公社等である。

(3) 規則第18条第1号にいう「公用」に供するとは、国、地方公共団体その他公共団体が事務所等のために直接使用する場合をいう。

(4) 規則第18条第1号にいう「公共用」に供するとは、公園、保育所等住民の一般的共同使用のために供する場合をいう。

(5) 規則第18条第2号にいう「災害その他緊急の必要」とは、おおむね次に掲げる事実を指す。

(ア) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害。

(イ) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害。

(6) 使用者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるときは、使用を許可しない。

※京都市公有財産規則（抜粋）

（使用許可の基準）

第18条 行政財産は、その用途又は目的を妨げないときで、かつ、次の各号の一に該当するときに限り、使用を許可するものとする。

- (1) 国、本市以外の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に供するとき。
- (2) 災害その他緊急の必要により一時的に応急施設の用に供するとき。
- (3) 交通、通信、電気、ガスその他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 標準処理期間

原則30日とする。